回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（一）を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

九　算定対象原価（二）　全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

十　算定対象加入者回線（一）　合算算定対象加入者回線（一）のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

十一　算定対象加入者回線（二）　合算算定対象加入者回線（二）のうち各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

［十二・十三　略］

第五条第一項　次に掲げる額を合算して得た額

第一号に掲げる額に一から第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

一　次に掲げる額を合算して得た額

［一　略］

二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機

（一）」という。）に係る加入者回線単価（一）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

九　算定対象原価（二）　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

十　算定対象加入者回線（一）　合算算定対象加入者回線（一）のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。

十一　算定対象加入者回線（二）　合算算定対象加入者回線（二）のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。

［十二・十三　同上］

第五条第一項　次に掲げる額を合算して得た額

第一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

一　次に掲げる額を合算して得た額

［一　同上］

二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海

［イ　略］

ロ　第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提

［イ　同上］

ロ　基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交